



消費税等の税率引き上げにより 使用料等が一部改定されます

市では、消費税等の税率引き上げに伴い、課税対象となる使用料等について一部を改定し、4月1日から消費税等相当額の引き上げを行います。

ここでは、課税対象となる代表的な使用料等(代表例)と、それ以外に引き上げられる使用料等(その他)をお知らせします。

◆水道料金等……(問合先 水道管理課営業担当/☎57・1213/水道庁舎内)
◆公共下水道使用料等…(問合先 下水道管理課管理担当/☎65・2189/水道庁舎内)

代表例 水道料金 = (準備料金 + 水量料金) × 1.08 (改定前 1.05)
公共下水道使用料 = (基本額 + 従量額) × 1.08 (改定前 1.05)

【計算例】2か月の使用水量が50m³の場合

●水道料金		●公共下水道使用料	
準備料金(口径13mm)	1,100円	基本額	900円
水量料金 44円 × 20m ³ =	880円	従量額 25円 × 20m ³ =	500円
114円 × 20m ³ =	2,280円	75円 × 20m ³ =	1,500円
158円 × 10m ³ =	1,580円	105円 × 10m ³ =	1,050円
消費税(8%)	467円	消費税(8%)	316円
合計	6,307円	合計	4,266円

その他 布設費分担金、給水装置工事費、農業集落家庭排水処理施設使用料

※経過措置により、4月1日前から継続して水道、公共下水道、農業集落家庭排水施設を使用している場合、4月1日後の初めての検針日までは消費税率5%で原則計算します。

◆佐久島渡船料金…(問合先 佐久島振興課渡船担当/☎72・9607)

代表例 普通乗船券(片道) ▶大人…820円(改定前800円)
▶小児…410円(改定前400円)

その他 旅客運賃、手荷物運賃、貨物運賃

◆市民病院各料金…(問合先 市民病院管理課/☎56・3171)

代表例 個室使用料(特別室新A)……………12,960円(改定前12,600円)
文書料(自動車損害賠償責任保険診断書)…4,320円(改定前 4,200円)

その他 上記以外の個室使用料および文書料、初診時選定療養費など